

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例の制定について

平成29年4月の水道事業の経営統合に併せて、債権の管理の適正を期するため、その管理に関する事務について必要な事項を定める。

1. 目指すべきところ

① お客様負担の公平性の確保

- ・納付資力がありながら払わない人
⇒確実に回収
- ・納付資力がない若しくは不足する人
⇒適切に徴収停止や履行延期の特約等の徴収緩和を実施

② 経営の健全化

- ・適正な債権管理により未収金額を縮減し、収入を確保
- ・破産等による実質的に徴収見込みのない債権の管理を早期に収束

2. 条例の制定

① 債権の回収手続き等を規定

(条例案第6条～第13条)

- ・企業団の保有する全ての債権の回収
手続等を地方自治法及び同施行令等
に基づき体系化・統一化

⇒手順の明確化により適正な債権
管理を確実に実行

② 債権の放棄を規定

(条例案第14条)

- ・債権の放棄の基準を明確に定めて、
議会の議決ではなく、企業長により
債権の放棄をできる旨を規定

⇒適切に不納欠損処分を行うこと
で適正な会計管理が可能

3. 条例案

- 第1条 趣旨
- 第2条 定義
 - ・企業団の全ての債権を位置づけ
- 第3条 他の条例等との関係
- 第4条 企業長の責務
- 第5条 台帳の整備
- 第6条 督促
- 第7条 滞納処分等
- 第8条 強制執行等
- 第9条 履行期限の繰上げ
- 第10条 債権の申出等
- 第11条 徴収停止
- 第12条 履行延期の特約等
- 第13条 免除
- 第14条 債権の放棄
 - ・債権放棄の基準
 - ・議会報告の義務づけ
- 第15条 委任

債権の回収手続
(地方自治法・同施行令の規定)